

西区初の女性県議を!!

物価高対策に取り組みます

西区にはこれまで女性県議はいません。
代弁者として一議席が必要です。

家計が第一!コメやガソリンなどの値段が高騰し、
家計への悪影響が出ています。生活感を持って
手取りを増やし、負担軽減に取り組みます。



吉岡れい子 3つの特徴

①48歳 現役世代 ②幼稚園教諭の経験
2人の子どもの
子育て経験を生かし、
当事者意識をもって
課題解決に努めます。

未来を担う子ども達の為に、
それぞれの個性を大切に、
誰もが安心して学べる
教育の場を作ります。

③明るく元気に粘り強く!
持ち前の明るさと粘り強さで、地域の皆さんの
声を県政に届け、実現に向けて取り組みます。



6つの政策目標

- 子ども達に明るい未来を
- 若者に希望を
- シニアの皆さんに安心を
- 多様性を大事にする
社会づくり
- 災害のないまちづくり
- 地域課題を前進

プロフィール
1976年島根県出雲市生まれ(48歳)
1997年 山口短期大学児童教育学科卒業
1997年 麻生文教学園 西陵幼稚園教諭
2001年 (株)西商
2021年 前福岡県議会議員 にえだ元氣秘書
2024年 立憲民主党福岡3区幹事

◆家族 夫(壱岐丘中出身)
長男(21歳)・次男(19歳)
保護猫(トラジ、ダイスケ)
◆趣味 再現料理を
作ること ドライブ



吉岡さんへ!
バトンタッチ!!
衆議院福岡県第3区総支部長
元福岡県議会副議長

「人と地域に寄り添える人物です。」

にえだ元氣

吉岡
れい子
立憲民主党公認

だいじな糸 ともに未来へ!

地域資源を活かしたまちづくり 共に歩み、地域の力を育んでいきます



田中だいじが目指すこと

子育て・教育

未来を担う子どもたちのために
●子どもたちへの教育環境の充実
●防災教育、救命教育の普及推進
●仕事と子育てができる環境づくり、
男女共同参画の推進
●地域全体で子育てを支える社会づくり

福祉

みんなが健康で安心して暮らせる社会
●高齢化社会に対応した医療・福祉・介護の
充実
●健康づくりと健康寿命の延伸
●障がい者が社会で活躍できる環境づくり
●誰もが尊重され、共に支え合う社会の実現

糸

地域社会、コミュニティの活性化
●地域の伝統や文化を守り、糸を深める
●子どもや高齢者が暮らしやすい
まちづくり
●災害に強い安心安全なまちづくり
●自主防災組織や地域防災力の活性化

産業・雇用

地域経済の発展と農林水産業支援
●将来を見据えた産業の育成
●経済の活性化と景気対策
●農林水産業の支援と担い手不足の解消
●スマート農業技術の導入と活用

田中
だいじ
福岡県議会議員候補 自民党・農政連推薦

プロフィール

●昭和41年10月福岡市に生まれる ●姪浜小学校卒業
●西南学院中学校卒業 ●西南学院高等学校 ●福岡
歯科専門学校卒業 ●放送大学教養学部卒業 ●県
議会議員田中久也秘書 ●令和3年4月福岡県議会議員
選挙初当選 ●令和5年4月改選において次点

主な経歴

●唐津街道姪浜まちづくり協議会 会長 ●福岡着衣泳会
会長・水難学会上席指導員 ●保護司 ●西南学院中学校
同窓会 監事 ●西南学院高校同窓会評議員 ●愛宕校区
子ども会育成連合会 副会長 ●元愛宕小学校PTA 会長
●元修猷館高校PTA実行理事 ●姪浜住吉神社協力会 相談役

議員時代の役職

●厚生労働環境委員 ●子育て支援・
人財育成調査特別委員 ●福岡県
観光産業振興議員 連盟副会長 ●福岡
県環境審議会委員 ●福岡県社会福祉
審議会委員

投票日3月23日(日)

◇ 投票日当日の投票時間は、原則として午前7時から午後8時までです。

(ただし、一部の地域で、この時間と異なる場合もありますので、市区町村の選挙管理委員会にお問い合わせください。)

◇ 投票日当日に用事などがある場合は、「期日前投票」ができます。

- ・仕事や冠婚葬祭、旅行などの理由でも利用できます。
- ・投票日の前日まで、選挙人名簿に登録されている市区町村の期日前投票所で投票ができます。
- ・期日前投票の投票時間は、土曜日、日曜日も含めて、原則午前8時30分から午後8時までです。

(ただし、一部の期日前投票所では、投票期間や投票時間が異なる場合もあります。)

※入場券が届かなかったり、入場券をなくしたりした場合でも、選挙人名簿に登録されていれば投票できます。

※選挙公報の掲載順は、くじによって決められたものです。立候補の届出順とは異なる場合があります。

◇ 投票の流れ

① 受付・投票用紙の交付

投票所入場券を受付に提出します。

選挙人名簿に登録されている本人か確認後、

投票用紙が交付されます。

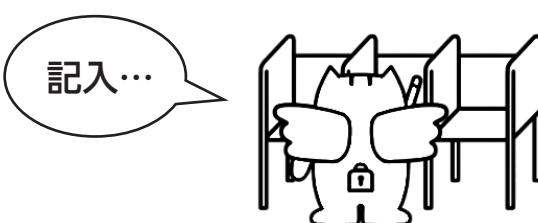
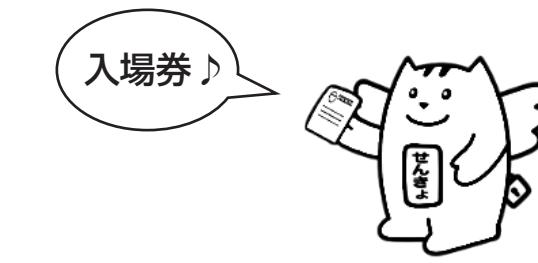
② 投票用紙の記載

投票記載台で投票したい候補者の名前を

正しく書きます。

③ 投票

投票用紙を投票箱に入れます。



◇ こんな投票は「無効」に！

せっかく投票された貴重な一票も、次のような場合は無効になってしまいます。

気持ちを込めた一票を届けたくてもメッセージを書いたら逆効果です！

正確にきちんと書きましょう！

① 所定の投票用紙を用いないもの

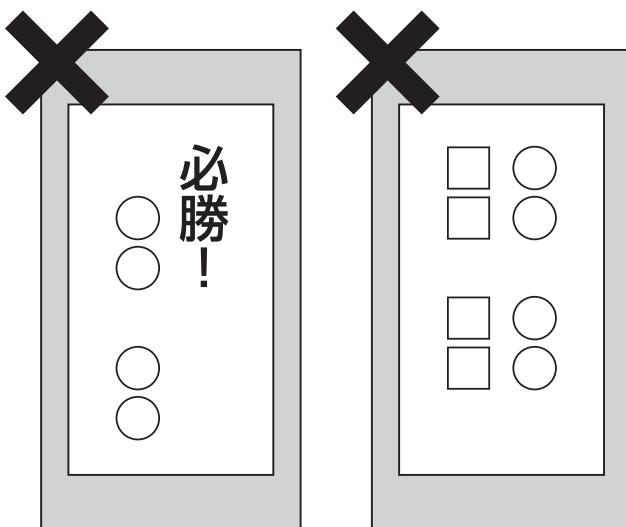
② 立候補していない者の氏名を記載したもの

③ 「誰」を記載したか確認できないもの

④ 候補者の氏名のほか他事を記載したもの

⑤ 2人以上の氏名を記載したもの

⑥ 候補者の氏名を自書しないもの



④ 他事の記載

⑤ 2人の氏名

※○○○○や□□□□は候補者の氏名

※選挙公報の掲載順は、くじによって決められたものです。立候補の届出順とは異なる場合があります。

投票日3月23日(日)

◇ インターネットを利用した選挙運動

18歳以上の有権者は、ウェブサイトを利用した選挙運動を行うことができます。

ただし、電子メールを利用した選挙運動ができるのは、候補者等に限られますので、注意してください。

※ 選挙運動ができる期間は、投票日の前日までになります。

有権者が選挙運動に利用できるインターネットサービス

- ・ ホームページ、ブログ、掲示板など
 - ・ 動画配信サイト (YouTubeなど)
 - ・ SNS (LINE、X [旧 Twitter]、Facebookなど)
- ※ 選挙運動用ウェブサイト等には、電子メールアドレス、返信用フォームのURL、SNSのユーザー名などの連絡先を表示しなければなりません。
- ※ SNSのトークやダイレクトメッセージ機能も利用可能

◇ やってはいけない！選挙運動のNG集



メールを使っての選挙運動はNG！

メールで選挙運動用の文書や写真などを送ることができるのは、候補者等だけです。候補者等から送られてきたメールを転送してもいけません。



ホームページやメールなどを印刷して配るのはNG！

選挙運動用のホームページや候補者等から届いた選挙運動用のメールなどをプリントアウトして配ってはいけません。



名前などを偽って送信するのはNG！

候補者を当選させる、またはさせない目的で、ウソの名前や身分を名乗って、情報を発信することは禁じられています。



候補者に関するウソの情報の公開はNG！

候補者を当選させる、またはさせない目的で、候補者に関する虚偽の情報や、真実を歪めた情報を広めたりすることは、罰せられます。

候補者に対して誹謗中傷をする等、表現の自由を濫用して選挙の公正を害することのないよう、インターネットの適正な利用に努めてください。

※選挙公報の掲載順は、くじによって決められたものです。立候補の届出順とは異なる場合があります。